

- ① 表 17 によると、2007 年調査よりも 2020 年調査において、「高齢者虐待防止法」「児童虐待防止法」「DV 防止法」の認知度は進んだと解釈されます。
- ② 「子どもの人権」に関して、親や教師が子どもに体罰を加えることが問題であると捉える意識、および、「女性の人権」に関して、男性優位社会を問題であると捉える意識は 2007 年よりも 2020 年のほうが改善していると解釈されます。
- ③ 「部落差別」に関する「そっとしておけば部落差別はなくなる・逆」について、および、「外国籍の人の人権」に関する「近所に外国籍の人が多く住んでいると治安が心配である・逆」については、人権意識が後退したと解釈されます。
- ④ 問 3 の結婚相手の条件のうち、「被差別部落出身の人」の場合については、2007 年調査にも同様の設問はあるのですが、選択肢が幾分異なるうえに、子どもの結婚については既婚者のみが回答することになっていて、2020 年調査と厳密な比較をすることができません。とはいえ、子どもの結婚相手が「被差別部落出身の人」の場合、「周囲の反対があれば結婚を認めない」、「結婚を認めない」比率は、2020 年調査のほうがやや高い結果となっています。
- ⑤ 自分の結婚についても、選択肢が幾分異なるうえに、2007 年調査では未婚者のみが回答することになっていて、2020 年調査と 2007 年調査について厳密な比較をすることはできません。しかし、2020 年調査の「結婚を諦める」8.3%と、2007 年調査の「家族や親戚の反対があれば、結婚しない」と「絶対に結婚しない」を足した 7.2%と比べると、2020 年調査のほうが 1.1%高くなっています。  
「被差別部落出身の人」との結婚について、2007 年よりも 2020 年の受容性のほうが高くなったとは言えません。
- ⑥ 「人権さんだ」を読んでいる比率について、「1 よく読んでいる」4、「ときどき読んでいる」3、「あまり読んでいない」2、「人権さんだ」そのものを知らない」1として、平均値を求めると、2020 年調査 **2.46**、2007 年調査 **2.56** となります。  
2007 年よりも 2020 年のほうが、「人権さんだ」を読んでいる比率が幾分減少していると解釈されます。

### (3) 調査項目に関する課題

調査票を完成させた時には、いずれの設問についても、これで大丈夫と判断されたのでした。しかし、データを集計するにあたって、今回、ほぼすべての項目について人権意識の高さを 1 から 4 の順序尺度にし、点数が高いほど人権意識が高いと設定したところ、YES の回答のほうが人権意識が高いのか、あるいは、NO の回答のほうが人権意識が高いのかという判断に窮する項目がいくつかありました。

次回以降の調査における参考のために、検討が必要な項目を列挙しておきます。

- ① 「人権が尊重されている」ことの意味を問うにあたり、「周りの人から思いやりや優しさをかけられること」、「競争による勝ち負けがまったくなく、みんな同じ評価がされること」については再考が必要です。
- ② 人権侵害の経験を問う設問の場合、性別や年齢以外の属性（国籍、障害の有無など）の違いによって、人権侵害の被害状況が違ってくることは当然に予想されます。しかし、どこまで属性を問うか、難しい問題です。
- ③ 「障害のある人の人権」に関して、「出生前診断は「命の選別（出生前診断）」につながる

るから避けるべきだ」について、人権意識を問う設問として適切かどうか再考が必要です。

- ④ 「外国籍の人の人権」に関して、「特定の国の国籍（出身国）に対し固定観念や偏見があるかもしれない」、「日本に住んでいれば日本の歴史や文化を尊重すべきだ」については再考が必要です。また、「外国籍の人」を、国籍の違いを考慮せずにひとまとめにしてよいかどうかについても検討が必要です。
- ⑤ 「高齢者の人権」に関して、「高齢者は人生の先輩として尊敬されるのが望ましい」については、人権の問題かどうか再考が必要です。また、「高齢者に対する法的支援・医療支援は不十分だと思う」、「高齢者に対する公的な（経済的）保障は十分だと思う」も人権に関する設問なのかどうか再考が必要です。
- ⑥ 「犯罪被害者の方やその家族に関する人権」に関して、「犯罪被害者に対する公的な（経済的）補償は十分だと思う」、「犯罪被害者に対する法的支援・医療支援は十分だと思う」について、人権に関する設問なのかどうか再考が必要です。
- ⑦ 「刑を終えて出所した人またはその家族」に関する人権意識について、結婚相手の条件として問うていますが、設問をもう少し増やすなどの検討をする必要があるかもしれません。

#### (4) 今後の課題

基礎集計の結果から人権施策の課題がいくつか見えてきました。

- ① 人権侵害を経験された人びとが、安心して気軽に相談できて、問題解決につながるような支援・救済体制のさらなる充実が必要です。
- ② 人権に関する法律について、「男女共同参画社会基本法」「児童虐待防止法」「DV防止法」は比較的認知されているものの、他の法律については認知度が低いことが明らかになりました。法律の名前だけではなく、内容についても市民への周知が必要です。
- ③ 「人権に関する相談窓口」について、まずは、市民への周知が必要です。
- ④ 人権学習について、参加者の増加を図るのみならず、個々の人権問題への理解が深まるような研修の内容や研修の方法を工夫する必要があります。
- ⑤ 2007年調査よりも2020年調査のほうが、後退の傾向が見られた「部落差別」や「外国籍の人の人権」について、後退の要因についてさらに検討が必要です。
- ⑥ 「子どもの人権」に関して、保護者や教師による体罰について、確かに、2007年調査よりも改善していますが、まだまだ改善の余地があり、子どもの人権をいかに保障するのかと言う点は人権施策の重要な課題と言えます。
- ⑦ 「女性の人権」に関して、男性優位社会を容認する傾向がまだまだ見られることから、市民の間にジェンダー平等の意識が広まることが人権施策の課題と言えます。
- ⑧ 職種の区分として、「公務員・教育」については、「公務員」と「教員」の人権意識の違いを確認するうえで、今回は、「公務員」と「教員」を分けるよいかもしれません。また、「家事専業」の人びとの中で、「無職」に○をするのではなく、「その他」に○をして、自由記述欄に「専業主婦」や「家事専業」と書いてくださっている人が複数おられましたので、今回は、「無職」と別に「家事専業」の選択肢を用意するほうがよいかもしれません。

⑨ 「性的指向・性別不合」に関して、一般論としては理解が広まっていますが、自分自身に直接に関わることになると、受容されにくいことが見えてきました。性の多様性を本音の部分で受容されることが人権施策の課題と言えます。

⑩ 基本属性と個々の人権意識項目とのクロス集計と $\chi^2$ 検定の結果、および、平均値より、個別の解釈はできるのですが、それでは、基本属性の違いと個々の人権課題とどのような関連にあるのかという点については、解釈が難しく、結論づけることはほとんどできていません。

本報告書では、可能な限り詳細な分析を行いました。その中で、基本属性と一つ一つの項目とのクロス集計を行うという作業の限界も見えてきました。

人権意識項目の一つ一つについてクロス集計と $\chi^2$ 検定を行って結果を求めることができて、人権意識項目の相互の関連や基本属性以外で人権意識の高低に影響するような要因などについては明らかにできていません。

個々の人権課題を測定する尺度の構成を行うことが必要なのです。

この点については、詳細分析において、人権意識を測るための尺度を作成した分析を試みていますので、参考にいただければ幸いです。

#### 参考

- ・ 三田市同和教育研究協議会 2008 『三田市人権に関する市民意識調査報告書』